

# 電力広域機関における組織運営について

2023年12月11日  
資源エネルギー庁

# 本日の御議論

- 電力広域機関においては、電気事業者の役職員であった者が理事となる場合、送配電、小売、発電の各グループから 1 名ずつ理事を選任するよう定款で定めている。
- これは、総会における議決権の配分と同様、業務の中立性確保の観点から、送配電、小売、発電の各グループのうち、いずれか 1 つが他に比べて突出した影響力を持たないようにすることを目的としている。
- しかしながら、設立後 8 年を経て、これまで業務の中立性が十分に確保されてきた中で、設立当初に比べて業務が大きく拡大し、より専門性が求められるようになり、能力・経験に秀でた新たな理事の選任に際し、現行の規定が過度の制約となりつつある。
- こうした状況を踏まえ、本日は、送配電、小売、発電の各グループから 1 名ずつ理事を選任することを求める現行の規定の見直しについて、御議論頂きたい。

## (参考) 役員の職務・権限等に関する規定 (定款抜粋)

### (役員の職務及び権限等)

- 第29条 理事長は、特定の会員又は会員と密接な関係を有する事業者又は会員に関する特定の団体の利益を代表する立場でない者が就任し、本機関を代表するとともにその業務を総理する。
- 2 理事は、理事長を補佐して業務を管掌し、理事会であらかじめ定める順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 第24条第1項各号に掲げるグループに属する事業者の役職員であった者が理事となるときは、各グループに属する事業者の役職員であった者から1名ずつ理事を選任しなければならない。同一の事業者又は兼業者の役職員であった者から2名以上、本機関の理事を選任してはならない。
- 4 本機関は、必要があると認めるときは、理事会の議決により、理事に本機関を代表する権限を与えることができる。
- 5～7 (略)

### (議決権の配分)

- 第24条 会員の議決権は、議決権を有する会員を次の各号に掲げるグループに分類した上で、各グループの議決権の総数が等しくなるよう配分する。
- 一 送配電事業者グループ (一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者又は特定送配電事業者である者)
  - 二 小売電気事業者グループ (小売電気事業者又は登録特定送配電事業者である者)
  - 三 発電事業者グループ (発電事業者又は特定卸供給事業者である者)

## (参考) 総会における議決権の配分

- 会員を事業ライセンス毎※に3グループに分類（小売、発電、送配電）し、各グループの議決権が1：1：1になるよう配分。（各Gが、他より突出した議決権を保有しないように調整）

※2種類以上のライセンスを有する会員は、それぞれのグループの所属となる。  
同一ライセンスを複数有する会員は、代表会社に集約する。

### 【具体的な計算事例】

全体を1000票、小売600者、発電370者、送配電30者（うち旧一電10者）とすると、

[小売事業者グループ] 全体 333.3票 → 一社当たり  $333.3 \div 600 = 0.55$ 票 - ①

[発電事業者グループ] 全体 333.3票 → 一社当たり  $333.3 \div 370 = 0.90$ 票 - ②（小数点3位以下切捨て）

[送配事業者グループ] 全体 333.3票 - ③

- 小売事業者グループ（上記①）及び発電事業者グループ（上記②）については総議決権を各会員平等（1事業者あたりの議決権の重みが等しい）に配分。
- 送配電事業者グループ（上記③）については、下の配分割合により配分する。（送配電を含む旧一電の合計が議決権全体の1/3を超えないように調整）

[小売Gにおける旧一電10者の議決権数A]

$$A : ① \times 10 = 5.55 \text{票}$$

[発電Gにおける旧一電10者の議決権数B]

$$B : ② \times 10 = 9.00 \text{票}$$

[旧一電を除く送配電Gの議決権数Z]

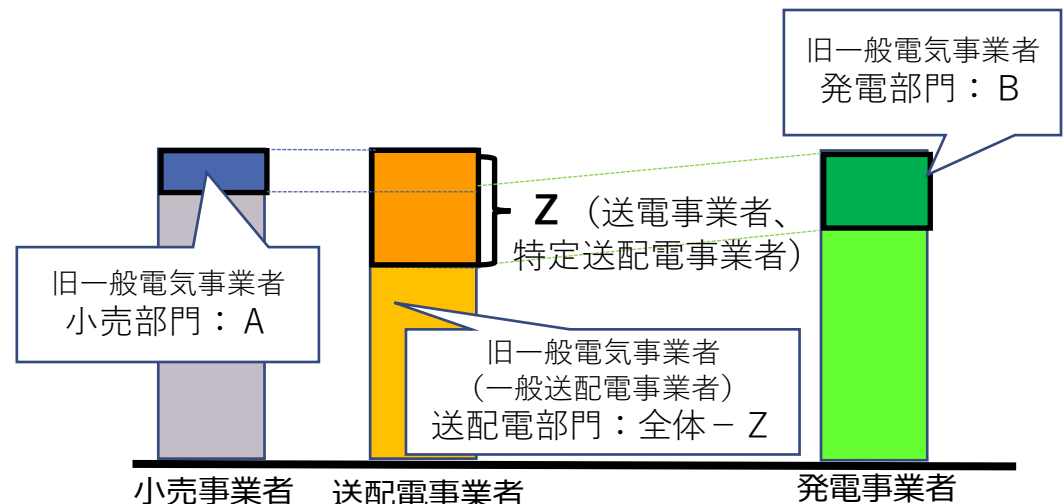
$$Z : ① + ② = 5.55 + 9.00 = 14.55 \text{票}$$

→ 一社当たり  $14.55 / 20 = 0.72$ 票

[旧一電の議決権数（③ - Z）]

$$③ - Z = 333.3 - 14.55 = 318.75 \text{票}$$

→ 一社当たり  $318.75 \div 10 = 31.87$ 票



※ 配電事業者は、送配電事業者グループに含まれるが、上記とは別の配分方法が設定されている。

## 理事に求められる役割・能力

- 電気事業法において、電力広域機関の理事は、「定款で定めるところにより、推進機関を代表し、理事長を補佐して推進機関の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う」とされている。
- 現在、計 5 名の理事が選任されており、それぞれの担当業務に応じ、以下の役割・能力が求められている。
  - ①高度化を続ける需給運用部門や広域系統整備推進を担う系統計画部門  
→送配電業務に関する高度の専門性及び各送配電事業者に対する指導力
  - ②容量市場や長期脱炭素電源オークションの運営を含む需給計画部門や再エネ部門  
→機微情報や財務の適正な管理能力及び競争部門からの中立性
  - ③多様な制度設計を担う企画部門及び総務・政策調整部門  
→深い制度理解とバランスある調整能力及び統合的な判断・統率力
- 加えて、各理事は、定例の理事会等を通じ、自らの担当分野のみならず、他分野の業務も含め、幅広く意見を述べる運用が定着している。

# （参考）理事の権限等に関する電気事業法の規定

## （役員）

第二十八条の十九 推進機関に、役員として、理事長一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

## （役員の権限）

第二十八条の二十 理事長は、推進機関を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、推進機関を代表し、理事長を補佐して推進機関の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3・4 （略）

## （役員の選任、任期及び解任）

第二十八条の二十三 役員は、定款で定めるところにより、総会において選任し、又は解任する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選任する。

2 前項の規定による推進機関の役員の選任（設立当時の役員の選任を除く。）及び解任は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 役員の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。

4 役員は、再任されることができる。

5 経済産業大臣は、役員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分、定款若しくは業務規程に違反する行為をしたとき、又は推進機関の業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、推進機関に対し、期間を指定して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

6 経済産業大臣は、役員が第二十八条の二十一の規定により役員となることができない者に該当するに至った場合において推進機関がその役員を解任しないとき、又は推進機関が前項の規定による命令に従わなかったときは、当該役員を解任することができる。

## （役員の兼職禁止）

第二十八条の二十四 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、経済産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

## (参考) 役員構成

理事長： 大山 力 <前職：横浜国立大学>

(2期目：2023年4月1日～2025年3月31日)

理事： 岸 敬也 (総務部(会計室除く)、政策調整室担当) <出向(経産省)>

(1期目：2022年9月1日～2024年8月31日)

土方 教久【小売】(企画部担当) <前職：東京ガス>

(2期目：2023年7月1日～2025年6月30日)

寺島 一希【発電】(需給計画部、系統計画部担当) <前職：電源開発>

(5期目：2023年4月1日～2025年3月31日)

田山 幸彦【送配】(運用部担当) <前職：東京電力パワーグリッド>

(1期目：2023年7月1日～2025年6月30日)

榎谷 亨 (再生可能エネルギー・国際部、会計室担当) <前職：三菱UFJリサーチ  
&コンサルティング> (1期目：2022年2月1日～2024年1月31日)

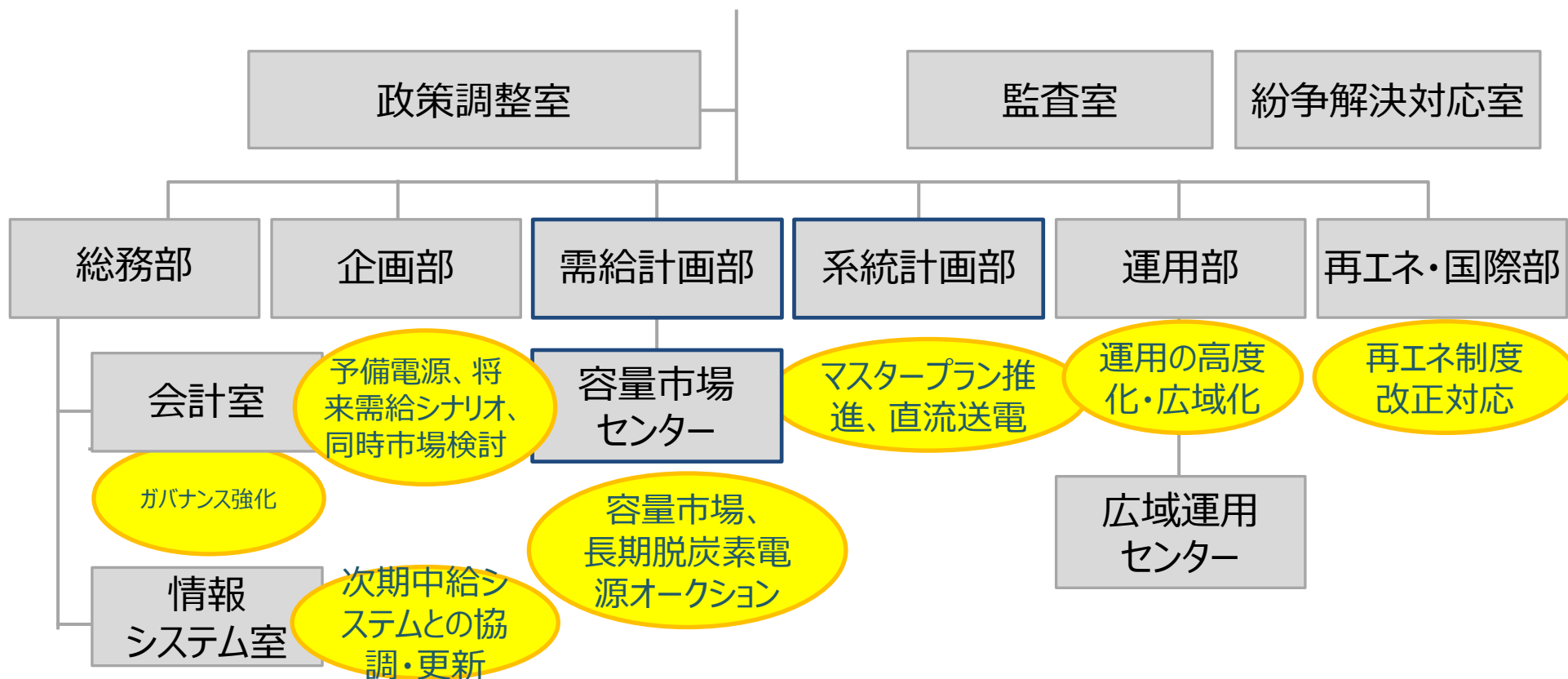
監事： 古城 春実【弁護士】(2期目：2023年7月1日～2025年6月30日)

(非常勤) 千葉 彰【公認会計士】(4期目：2023年4月1日～2025年3月31日)

# (参考) 広域機関の組織体制と各部門の主要課題

(出所) 第9回 電力広域的運営推進機関 運営委員会 資料6

(2023年7月1日～)



# 理事の中立性・公平性の担保

- 電力広域機関においては、組織及び業務の中立性・公平性を担保するため、すべての会員から構成される総会や、有識者による評議員会及び運営委員会等を通じ、多層的なガバナンスの仕組みが構築されている。
- また、理事については、定款において、電気事業者との兼務禁止、厳格な再就職規制、役員行動規範の遵守等を定め、業務の中立性・公平性を担保している。
- その結果、設立から8年間が経過する中、これまでのところ、理事の中立性・公平性について、疑念を抱かせる事態は生じていない。

- 機関の中立性・公平性を確保する対策については、
  - 電力広域機関の行為規制（元役員による意思決定への関与の防止）
  - 電気事業法、定款、行動規範、業務規程（退任後の元役員による情報利用の防止）においても措置が講じられている。

## <電力広域機関の主な行為規制（退任後の元役員による意思決定への関与の防止）>

- 総会の議決：送配電事業者・小売電気事業者・発電事業者の3グループに同数を配分し、中立性を確保している。
- 評議員会による運営監視：評議員は会員外の者で構成し、運営に関する重要事項（予算・決算等）を審議
- 退任後も含む役員の行動規範：特定の利害関係者に利益又は不利益となる行動その他の差別的な取扱いをしてはならない  
等の措置が整備されている。

## <電気事業法、定款、行動規範、業務規程による規制（退任後の元役員の情報活用の防止）>

### ○電気事業法

第28条の29 推進機関の役員若しくは職員若しくは評議員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

- 2 推進機関の役員若しくは職員若しくは評議員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た情報を、推進機関の業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

### ○定款（第30条）

- 役員及び役員であつた者は、別紙に定める役員行動規範を遵守しなければならない。

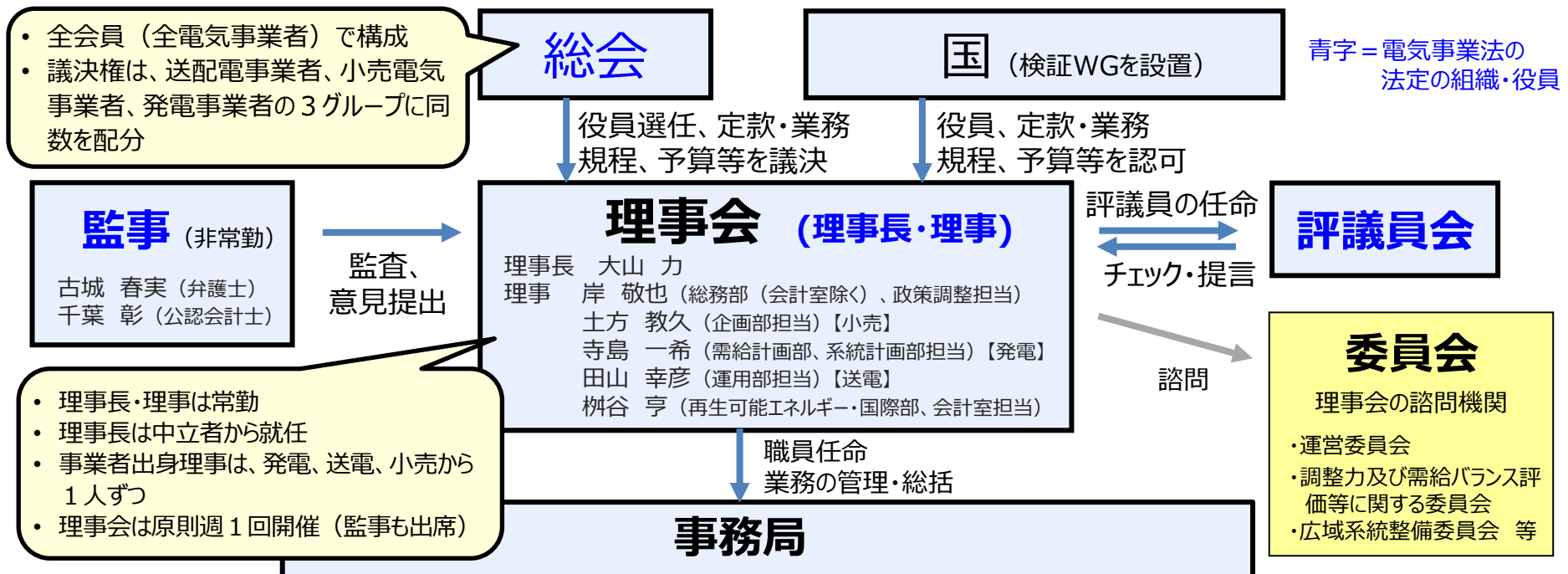
[役員行動規範]第2条 役員は、業務執行上知り得た秘密情報を漏洩又は盗用してはならない。役員退任後においても同様とする。

- 第1項の行動規範に違反したときその他必要があると認めるときは、第13条から第16条までの規定を準用し、当該役員又は役員であつた者に対し、必要な処分等の措置を科す。

(第13条 制裁の審議及び決定、第14条 弁明の機会、第15条 制裁の通知及び公表、第16条 異議の申立て)

## (参考) 理事会を核とした多層的ガバナンスの実効性向上

- 本機関は理事毎に所掌部門を設定しているが、**運営に係る重要事項は、理事長、理事、監事が参加する理事会により決定**している。各理事は理事会の審議に先立ち、他部門の業務や制度設計の説明を幅広く受け、自らの所掌にとらわれず積極的に意見交換を実施している。
- また、本機関は**理事会の他、総会による議決**（議決権は発電、送電、小売に同数を配分）、**国の認可、有識者による評議員会、運営委員会、国の電力広域的運営推進機関検証ワーキンググループ**（以下、検証WG）等により、**多層的にチェックするガバナンスが構築**されている。
- 一方、本機関の業務拡大、複雑・多様化に伴い、専門性と指導力を兼ね備えた理事の人材を中長期的に確保していくことが益々重要になっている。（注）



(注) 第5回検証WGや第8回本委員会の資料では「現在役員について、送配・小売・発電各グループから選出する場合は各グループより1名ずつ着任する仕組みとしているが、中立性が確保されることを前提とした上で、よりよい人材を確保する観点から、継続的に検討する必要。」とされており、引き続き検討が必要。11

## 設立時からの環境変化① 業務の拡大（複雑化・多様化）

- 2011年の東日本大震災後、電力システム改革の第一弾として2015年に設立された電力広域機関の当初の業務は、広域的な需給調整や系統長期方針の策定、供給計画の策定等であった。
- その後、電力システム改革の深化とともに、電力広域機関にタスクアウトされる業務が増加し、2020年から容量市場オークションを実施しているほか、2022年からFIT/FIP制度の賦課金の徴収及び交付金の交付業務を実施。また、2023年には、全国大の電力ネットワークの将来像を示すマスタープランを策定している。
- 加えて、電力の安定供給確保に向けた需給のモニタリングや将来的な需給シナリオの検討など、設立当初に比べて業務が飛躍的に増大するとともに、複雑化・多様化し、各分野の業務量や比重も変化している。
- これらの複雑化・多様化する業務を的確に遂行するためには、これまで以上に、各理事が担当分野に精通し、的確に職員を管理・指導していくことが重要となっている。

# (参考) 電力広域機関の設立経緯

## 電力システムに関する改革方針

2013年4月2日 閣議決定

戦後最大の電力システム改革

低廉で安定的な電力供給は、国民生活を支える基盤である。

東日本大震災とこれに伴う原子力事故を契機に、電気料金の値上げや、需給ひっ迫下での需給調整、多様な電源の活用必要性が増すとともに、従来の電力システムの抱える様々な限界が明らかになった。

こうした現状にかんがみ、政府として、エネルギーの安定供給とエネルギーコストの低減の観点も含め、これまでのエネルギー政策をゼロベースで見直し、現在及び将来の国民生活に責任あるエネルギー政策を構築していく一環として、再生可能エネルギーの導入等を進めるとともに、以下の目的に向けた電力システム改革に、政府を挙げて取り組む。その際、電気事業に携わる者の現場力や技術・人材といった蓄積を活かす。

### 電力システムの改革の目的

1. 安定供給を確保する
2. 電気料金を最大限抑制する
3. 需要家の選択肢や事業者の事業機会を拡大する

電力需給のひっ迫や出力変動のある再生可能エネルギーの導入拡大に対応するため、国の監督の下に、報告徴収等により系統利用者の情報を一元的に把握し、以下の業務を担う「広域系統運用機関（仮称）」を設立し、平常時、緊急時を問わず、安定供給体制を抜本的に強化し、併せて電力コスト低減を図るため、従来の区域（エリア）概念を越えた全国大での需給調整機能を強化する。（略）

### 主な改革内容

1. 広域系統運用の拡大
2. 小売及び発電の全面自由化
3. 法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保

### 広域機関

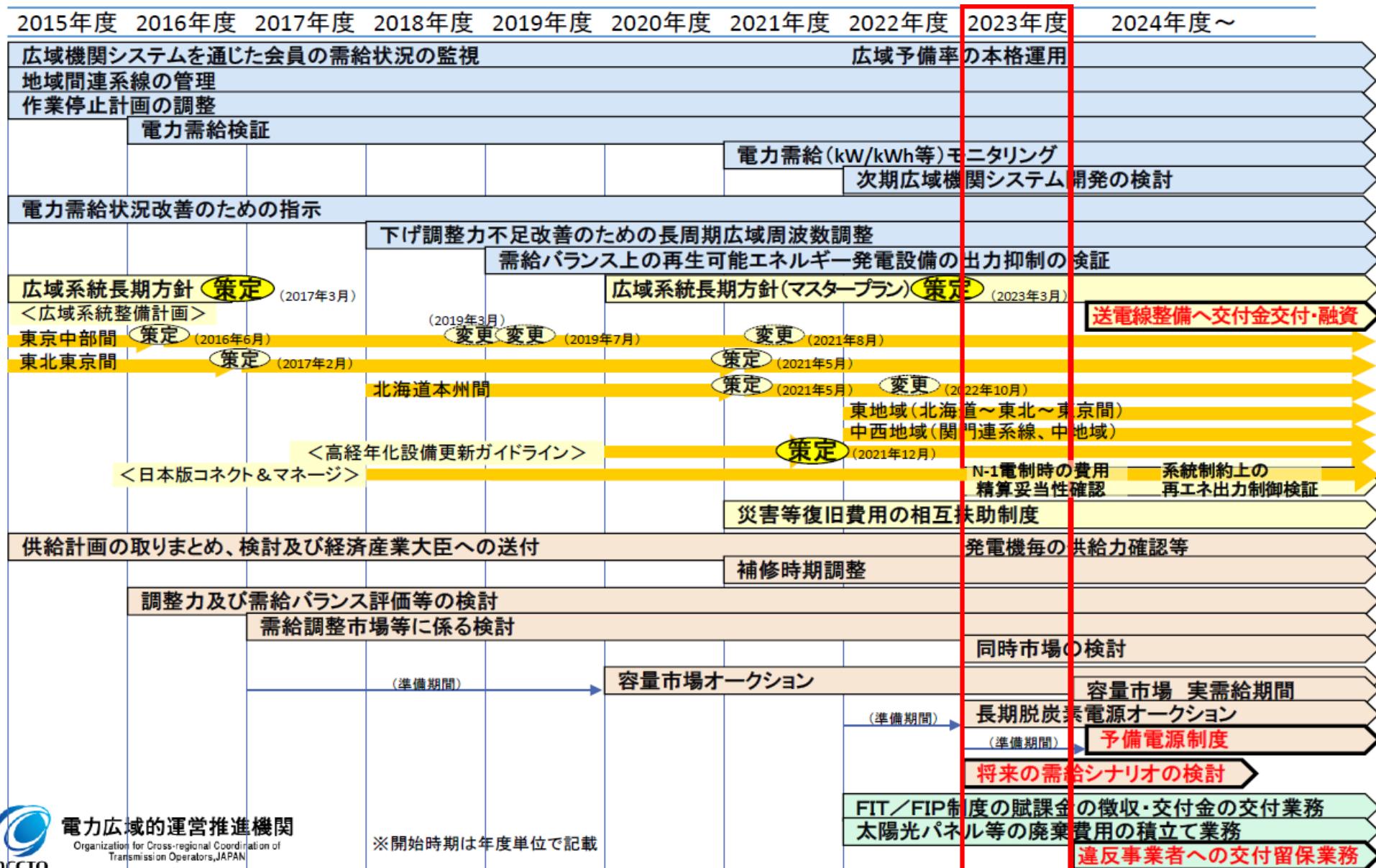
### 改革プログラム

- 第1段階： 広域系統運用機関の設立  
 第2段階： 電気の小売業への参入の全面自由化  
 第3段階： 法的分離による送配電部門の中立性の一層の確保、  
 電気の小売料金の全面自由化

# (参考) 電力広域機関の業務追加の状況

(出所) 第9回 電力広域的運営推進機関 運営委員会 資料6

- 本機関は年を追うごとに業務の幅を広げ、**2020年度以降、より業務が複雑・多様化**している。



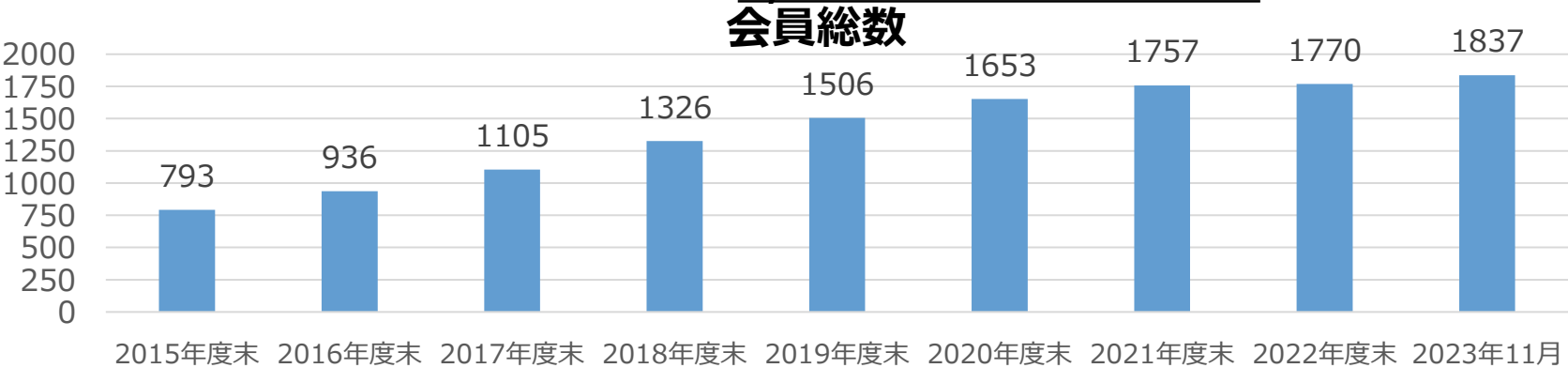
## 設立時からの環境変化② 会員構造の変化

- 電気事業法において、すべての電気事業者は電力広域機関の会員となることが義務付けられており、2015年の設立時の会員数は約800であった。
- その後、小売の全面自由化や送配電分離等を経て、会員数は大幅に増加。現在は、設立時の2倍を超える1,800余りとなっている。
- また、送配、小売、発電に分かれる事業ライセンスのうち、複数を有する事業者が100を超え、小売と発電の兼業は約80、小売／発電と送配電の兼業が約40に上るなど、会員構造は大きく変化している。
- その結果、設立当初と比べ、送配、小売、発電の各グループ間のバランスを殊更に維持する必要性は低下している。

(参考) 電力広域機関の会員の構造の変化について

(出所) 第9回 電力広域的運営推進機関  
運営委員会 資料6

- 会員数は、設立初年度の2倍を超え、複数ライセンスを持つ会員数は年々増加。送配電・小売・発電の複数グループに跨る会員数は100を超え、特に、小売グループと発電グループの兼業は80、小売グループ・発電グループと送配電グループの兼業は40に増加した。  
(法人単位の兼業数(関係会社の兼業は含まない)。他グループと兼業している小売電気事業者の2022年度の販売電力量に占める割合は9割弱と大多数となっている。)
- 足元では、小売電気事業者の会員数は回復傾向にあり、再エネや蓄電ビジネスなどの増加により発電事業者の会員数は増加し、全体としては**1,837者**と**昨年より増加した**。



|             | 会員総数(※1) | 一般送配電事業者 | 送電事業者  | 配電事業者   | 特定送配電事業者  | 小売電気事業者                                 | 登録特定送配電事業者 | 発電事業者 | 特定卸供給事業者 |
|-------------|----------|----------|--------|---------|-----------|-----------------------------------------|------------|-------|----------|
| 2023年11月01日 | 1,837    | 10       | 3      | 0       | 39        | 730                                     | 32         | 1,120 | 60       |
| 2023年3月31日  | 1,770    | 10       | 3      | 0       | 38        | 721                                     | 31         | 1,069 | 45       |
| 2022年3月31日  | 1,757    | 10       | 3      | —       | 35        | 752                                     | 30         | 1,031 | —        |
|             | 会員総数(※1) | 一般電気事業者  | 卸電気事業者 | 特定電気事業者 | 特定規模電気事業者 | (※1)複数の事業を営む事業者がいるため、内訳の合計と総会員数とは合致しない。 |            |       |          |
| 2016年3月31日  | 793      | 10       | 2      | 5       | 776       |                                         |            |       |          |

(参考) 複数ライセンスを持つ会員数

|               |    |
|---------------|----|
| 小売又は発電と送配電の兼業 | 40 |
| 小売と発電の兼業      | 80 |

| グループ        | 送配電のみ | 送配電+小売 | 送配電+発電 | 送配電+小売+発電 | 小売のみ | 小売+発電 | 発電のみ  |
|-------------|-------|--------|--------|-----------|------|-------|-------|
| 2023年11月    | 12    | 22     | 5      | 13        | 641  | 67    | 1,077 |
| 2023年3月(※2) | 13    | 22     | 5      | 11        | 644  | 58    | 1,025 |
| 2022年3月(※2) | 8     | 24     | 5      | 11        | 689  | 41    | 974   |

(※2)集計日は月末ではないため、各ライセンスの会員数の表の集計とは同一時点ではない。

# 理事選任規定の見直し

- 送配電、小売、発電の各グループから1名ずつ理事を選任するよう求める定款の規定は、業務の中立性確保の観点から、送配電、小売、発電の各グループのいずれか1つが他に比べて突出した影響力を持たないようにすることを目的としている。
- これは、電力システム改革の結果、新たに設立された電力広域機関において、業務の中立性・公平性について、少しでも疑念を生じることのないよう、極めて厳格に理事選任のルールを定めるものであった。
- その後、設立から8年を経て、業務の中立性・公平性は十分に確保されている一方、業務が飛躍的に拡大。業務の複雑化・多様化により、理事に求められる専門性も増しており、各分野に精通した理事を選任することが難しさを増している。
- 一方で、設立当初に比べ、会員構造が変化し、送配電、小売、発電のうち、複数を兼業する事業者が増加するなど、各事業ライセンスに応じて理事のバランスを維持する必要は低下している。
- このため、電力広域機関において、公正・中立を大前提に、専門性と指導力を兼ね備えた人材を中長期的に確保していく観点から、理事の選任の在り方に関する現行規定を見直すこととしてはどうか。
- 具体的には、送配電、小売、発電の各グループから1名ずつ理事を選任するよう求める規定を削除することとしてはどうか。

## (参考) 定款の改正案

### 【現行】

第 2 9 条（役員の職務及び権限等）

3 第 2 4 条第 1 項各号に掲げるグループに属する事業者の役職員であった者が理事となるときは、**各グループに属する事業者の役職員であった者から 1 名ずつ理事を選任しなければならない**、同一の事業者又は兼業者の役職員であった者から 2 名以上、本機関の理事を選任してはならない。



### 【新】

第 2 9 条（役員の職務及び権限等）

3 第 2 4 条第 1 項各号に掲げるグループに属する事業者の役職員であった者が理事となるときは、同一の事業者又は兼業者の役職員であった者から 2 名以上、本機関の理事を選任してはならない。